

## インドネシアの CCS/CCUS に関する MEMR 規則の概要 — 大統領令の制定を前に —

資源/エネルギーニューズレター

2024 年 1 月 23 日号

執筆者:

[吉本 祐介](#)

[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)

[紺野 博靖](#)

[h.konno@nishimura.com](mailto:h.konno@nishimura.com)

[Rendi Septiawedi](#)

[r.p.septiawedi@nishimura.com](mailto:r.p.septiawedi@nishimura.com)

2024 年 1 月 18 日、インドネシアのエネルギー鉱物資源省は記者会見を開き、インドネシア政府が炭素回収・貯留（以下「CCS」という。）および炭素回収・利用・貯留（以下「CCUS」という。）に対応する大統領令を制定すると発表した。MEMR スポークスマンは、当該大統領令は、CCS/CCUS に関するエネルギー鉱物資源大臣（以下「MEMR」という。）規則 2023 年第 2 号（以下「MEMR 規則」という。）でカバーされていない側面、特に国境を越えた CCS/CCUS に対処することを目的としているものの、大統領令によって外国の事業者が CO<sub>2</sub> を注入するためにインドネシアに CO<sub>2</sub> を輸送することができるようになるものではなく、国際条約に基づく政府間協定など、特定のメカニズムに従わなければならないことを示している。このメカニズムが実施されると、企業は、国境を越えた CCS/CCUS を実施することができるようになる。但し、他国からの CO<sub>2</sub> 輸入がインドネシアの温室効果ガス排出インベントリーを増加させず、輸入された CO<sub>2</sub> の排出責任は輸出国にあることが強調されている点に留意が必要である。

他国から輸入された CO<sub>2</sub> がインドネシア国内で輸送中に漏えいした場合や、インドネシアの貯留層に注入された後に漏えいした場合、その排出量をインドネシアとしてどのように扱おうとするのか、今後公表される当該大統領令の内容が注目される。

当該大統領令の公表を控え、本ニューズレターでは、インドネシアにおける CCS/CCUS の法的枠組みとして昨年制定された MEMR 規則の概要を確認する。

### 1. MEMR 規則制定の背景

MEMR 規則の制定により、インドネシアの石油・天然ガスセクターにおいて、CCS および CCUS に関するルールの詳細が正式に導入された。それまでは CCS および CCUS を利用する可能性について抽象的に規定されているだけであり、CCS および CCUS の詳細については規定されていなかった。CCS/CCUS の導入は、インドネシア政府が、パリ協定の下で地球規模の気候変動に対処するための国家コミットメント目標を達成し、2060 年までにゼロエミッションという目標を達成するための政策の一つとされている<sup>1</sup>。

MEMR 規則では、①CCS および CCUS のステークホルダー、②モニタリング・計測・報告・検証（以下

---

<sup>1</sup> MEMR 規則前文 a 号。

「モニタリング等」という。)、③緊急時対応体制、④MEMRからの指導・監督など、CCSおよびCCUSの様々な面についてルールを定めている。

## 2. CCSおよびCCUSのステークホルダー

CCSおよびCCUSのステークホルダーは、一般に、以下の通りと定められている。

- コントラクター：石油・ガス事業上流部門担当特別局（以下、インドネシア語の略称である「SKK Migas」という。）またはアチェ石油・ガス管理機関（以下、インドネシア語の略称である「BPMA」という。）と共同契約（生産分与契約とも呼ばれる。）を締結した事業者または恒久施設をいう。コントラクターは、インドネシア国内の指定上流石油・ガス事業区域（以下「作業区域」という。）において、探査または開発を実施する責任を負う<sup>2</sup>。
- MEMR：作業区域の最初の開発計画の場合、SKK Migas または BPMA を通じて MEMR が当該開発計画の策定に関与する<sup>3</sup>。
- SKK Migas または BPMA：CCS および CCUS 事業が作業区域の次期開発計画の一部である場合、SKK Migas または BPMA がその策定に関与する<sup>4</sup>。

## 3. CCSおよびCCUSの実施

CCS および CCUS 事業を実施するために、コントラクターは、MEMR 規則に基づき、少なくとも(i)地質学、(ii)地球物理学、(iii)貯水池、(iv)CCUS 活動への利用を含む運搬、貯水および圧入、(v)経済学的側面、(vi)工学、(vii)安全および環境、(viii)危険性の評価および軽減、(ix)モニタリング等の側面を網羅する CCS および CCUS 実施計画（以下「CCS/CCUS 実施計画」という。）を作成する必要がある<sup>5</sup>。

前述のとおり、CCS/CCUS 実施計画は、MEMR または SKK Migas もしくは BPMA により承認されなければならない<sup>6</sup>。CCS/CCUS 実施計画が承認されると、コントラクターは、提出された CCS/CCUS 実施計画の実施を開始することができる<sup>7</sup>。

---

<sup>2</sup> MEMR 規則 1 条 32 号。

<sup>3</sup> MEMR 規則 11 条 2 項 a 号。

<sup>4</sup> MEMR 規則 11 条 2 項 b 号。

<sup>5</sup> MEMR 規則 12 条。

<sup>6</sup> MEMR 規則 15 条乃至 17 条。

<sup>7</sup> MEMR 規則 19 条。

## 4. 第三者との連携

MEMR 規則は、コントラクターが第三者との協力契約を通じて外部から取得した CO2 を利用することを MEMR 規則 2/2023 に認めているため、圧入される CO2 は、必ずしもコントラクター自身が排出する CO2 とは限らない。このような協力は、少なくとも(a)技術的側面、(b)炭素排出削減、(c)経済分析、(d)CCS または CCUS の実施における運用上の安全保障を対象とする必要がある<sup>8</sup>。コントラクターと第三者間の協力契約には SKK Migas または BPMA（該当する場合）の認可が必要である<sup>9</sup>。

## 5. モニタリング等

### (1) モニタリング

CCS および CCUS の実施中の安全を確保するために、コントラクターは、CCS/CCUS 実施計画に沿ったモニタリングを実施する必要がある<sup>10</sup>。これには、漏洩、地下水汚染、ならびに CCS および CCUS 事業に関連する他のリスクに関連する潜在的なリスクを特定する方法が含まれる<sup>11</sup>。コントラクターは、モニタリングの成果を詳細に記載した報告書を、6 ヶ月に 1 度、MEMR に提出しなければならない<sup>12</sup>。

### (2) 計測・報告・検証

- コントラクターは、CCS および CCUS の具体的な場所に合わせて、少なくとも年 1 回、計測などの特定の計測・報告・検証活動を実施する必要がある<sup>13</sup>。計測・報告・検証活動の成果は、毎年 3 月までに MEMR に報告しなければならない<sup>14</sup>。報告書には、少なくとも、CCS および CCUS 中の二酸化炭素排出量のインベントリーなどを含む必要がある<sup>15</sup>。
- インドネシア政府は、炭素排出インベントリーに関する報告書を確認するに当たり、対象注入ゾーンに貯留された炭素排出量に関する測定プログラム結果の品質、信頼性、信頼性、網羅性、正確性を確保するため、独立した第三者を任命することができる<sup>16</sup>。
- MEMR 規則では、炭素価格算定部門における現行の規則に従って、コントラクターも CCS および CCUS 活動から得られる炭素の経済的価値（一般に炭素価格と呼ばれる。）を利用できると規定している<sup>17</sup>。

---

<sup>8</sup> MEMR 規則 20 条 3 項。

<sup>9</sup> MEMR 規則 20 条 4 項。

<sup>10</sup> MEMR 規則 27 条 1 項、2 項。

<sup>11</sup> MEMR 規則 28 条。

<sup>12</sup> MEMR 規則 30 条 1 項。

<sup>13</sup> MEMR 規則 34 条 1 項。

<sup>14</sup> MEMR 規則 39 条。

<sup>15</sup> MEMR 規則 34 条 2 項。

<sup>16</sup> MEMR 規則 36 条。

<sup>17</sup> MEMR 規則 33 条。

MEMR 規則の制定は、インドネシア政府が変容するエネルギー市場に適応していることを示す側面もあるが、課題もある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)